

保険料口座振替特約 目次

第1条	用語の意義	第13条	主契約が最低保証付変額保険の場合の特則
第2条	特約の締結	第14条	主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則
第3条	契約日の特例－保険料月払契約	第15条	保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則
第4条	口座振替保険料率－保険料月払契約	第16条	第1回保険料から口座振替えを行う場合の特則
第5条	保険料の払込み	第17条	指定期間保険料割増特約付保険契約の場合の特則
第6条	保険料口座振替えができない場合の取扱い	第18条	主契約が変額個人年金保険(18)の場合の特則
第7条	指定口座または提携金融機関の変更	第19条	主契約が予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険の場合の特則
第8条	特約の消滅	第20条	主契約が低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険の場合の特則
第9条	主約款の準用		
第10条	主契約が変額保険(終身型)等の場合の特則		
第11条	主契約が医療保障保険(個人型)の場合の特則		
第12条	主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)等の場合の特則		

保険料口座振替特約

第1条 (用語の意義)

この特約において、次表に定める用語の意義は、次表に定めるとおりとします。

用語	意義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	会社と保険料口座振替えの取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第2条 (特約の締結)

この特約は、次の条件をすべて満たす場合に締結します。

1. 指定口座が、提携金融機関に設置してあること
2. 指定口座の名義人が、提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替えを委任すること

第3条 (契約日の特例－保険料月払契約)

保険料月払契約¹⁾締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、期間、年齢および保険料の計算は、この日を基準とします。ただし、会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故の発生または被保険者の死亡により主契約が消滅するときは、会社の責任開始の日を基準としてこれらを再計算し、保険料に過不足があれば会社の支払う金額と清算します。

第4条 (口座振替保険料率－保険料月払契約)

- ① 保険料月払契約については、口座振替保険料率を適用します。
- ② 前項にかかわらず、口座振替保険料率を適用している保険契約において、保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割り引きます。

第5条 (保険料の払込み)

- ① 第2回以後の保険料は、その払込期間中、払定期月の振替日¹⁾に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

補 則 欄

第3条補則

[1] 指定期間保険料割増特約が付加されている主契約を含めます。以下同じ。

第5条補則

[1] 毎月の会社の定めの日とし、この日が提携金融機関の休業日に該当するときは、翌営業日とします。以下同じ。

- ② 前項の場合、振替日に保険料の払込みがあったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
- ④ 保険契約者は、払込期月の振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
- ⑤ 口座振替えによって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

第6条（保険料口座振替えができない場合の取扱い）

- ① 保険料の払込期月の振替日に、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、保険料の口座振替えができないときは、次表に定めるところにより取り扱います。

1. 保険料月払契約	会社は、翌月の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替えを行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替えを行います。
2. 保険料年1回払・年2回払・年払・半年払契約	翌月の振替日に再度口座振替えを行います。

- ② 前項により保険料の口座振替えができないときは、主約款に定める猶予期間満了の日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定する場所に払い込んでください。

第7条（指定口座または提携金融機関の変更）

- ① 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関に通知してください。
- ② 保険契約者が保険料の口座振替えの取扱いを停止するときは、あらかじめ会社および当該金融機関に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ③ 提携金融機関が保険料の口座振替えの取扱いを停止したときは、会社は保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関の口座に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ④ 会社または提携金融機関のやむを得ない事情により振替日を変更するときは、あらかじめ保険契約者に通知します。

第8条（特約の消滅）

次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。

- 1. 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
- 2. 主約款により保険料を前納したとき
- 3. 保険料の払込みを要しなくなったとき
- 4. 保険料月払契約において保険料の立替えが会社の定める回数継続したとき
- 5. 第2条（特約の締結）のいずれかの条件を満たさなくなったとき

第9条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

第10条（主契約が変額保険（終身型）等の場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されているときは、第3条（契約日の特例—保険料月払契約）を適用しません。

第11条（主契約が医療保障保険（個人型）の場合の特則）

この特約が医療保障保険（個人型）に付加されているときは、第4条（口座振替保険料率—保険料月払契約）を適用しません。

第12条（主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)等の場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)、5年ごと利差配当付新生存保障重視型個人年金保険(14)、5年ごと利差配当付こども保険、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険、無配当新医療定期保険、無配当新医療終身保険、無配当医療終身保険(08)、無配当医療定期保険(09)、無配当医療終身保険(09)、5年ごと利差配当付医療定期保険、5年ごと利差配当付医療終身保険、限定告知型無配当医療終身保険、無配当定期保険、低解約返戻金型無配当介護保障終身保険、低解約返戻金型無配当終身保険、低解約返戻金型無配当定期保険または低解約返戻金型無配当特別終身保険に付加されているときは、第4条（口座振替保険料率—保険料月払契約）第2項を適用しません。

第13条（主契約が最低保証付変額保険の場合の特則）

この特約が最低保証付変額保険に付加されているときは、第3条（契約日の特例－保険料月払契約）および第4条（口座振替保険料率－保険料月払契約）を適用しません。

第14条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）

この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第3条（契約日の特例－保険料月払契約）を適用しません。
2. 主契約に付加されている特約について第4条（口座振替保険料率－保険料月払契約）を適用し、主契約には適用しません。
3. 第8条（特約の消滅）第3号および第4号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 3. 主契約の保険料の払込みを停止または終了したとき
 4. 保険料月払契約の主契約において未払込み保険料の積立金からの払込みを取り扱ったとき

第15条（保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則）

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、第3条（契約日の特例－保険料月払契約）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第3条（契約日の特例－保険料月払契約）

保険料月払契約¹¹締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は、3年ごと配当付特約組立型保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、期間、年齢および保険料の計算は、この日を基準とします。ただし、会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故の発生または被保険者の死亡により保険契約が消滅するとき（保険金の支払理由を定めている特約が年金支払期間中の特約のみとなる場合を含みます。）は、会社の責任開始の日を基準としてこれらを再計算し、保険料に過不足があれば会社の支払う金額と清算します。

第16条（第1回保険料から口座振替えを行う場合の特則）

第1回保険料から口座振替えを行うときは、次に定めるところによります。

1. 第1回保険料の払込みに際しては、第5条（保険料の払込み）を準用します。この場合、第1回保険料の振替日を主約款に定める第1回保険料を受け取った時とします。
2. 第1回保険料の振替日に、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、第1回保険料の口座振替えができない場合は、振替日の属する月の末日までに第1回保険料を会社の本社または会社の指定する場所に払い込んでください。
3. 2月末日が提携金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料の振替日が3月1日となるときは、第3条（契約日の特例－保険料月払契約）および本条第2号は適用しません。

第17条（指定月保険料割増特約付保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された主契約または主契約に付加されている特約に指定月保険料割増特約が付加されており、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、第2回以後の保険料の口座振替えができないときは、第6条（保険料口座振替えができない場合の取扱い）にかかわらず、次表に定めるところによります。

1. 指定月に払い込まれるべき保険料の口座振替えができないとき	会社は、翌月の振替日に再度指定月に払い込まれるべき保険料のみの振替えを行うことができます。 この場合、翌月分の保険料は、さらにその翌月の振替日に振替えを行うものとし、第2号に定めるところによります。
2. 通常月に払い込まれるべき保険料の口座振替えができないとき	会社は、翌月の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替えを行うことができます。 この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料に不足し、かつ、通常月の1か月分の保険料相当額に足りるときは、通常月の1か月分の保険料の口座振替えを行います。

- ② 前項により保険料の口座振替えができないときは、主約款に定める猶予期間満了の日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定する場所に払い込んでください。

第18条（主契約が変額個人年金保険(18)の場合の特則）

この特約が変額個人年金保険(18)に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第3条（契約日の特例－保険料月払契約）および第4条（口座振替保険料率－保険料月払契約）を適用しません。

2. 第5条（保険料の払込み）第1項および第4項の適用に際しては、「払込期月の振替日」を「払込期月の前月の振替日」と読み替えます。
3. 第6条（保険料口座振替ができない場合の取扱い）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

① 保険料の払込期月の前月の振替日に、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、保険料の口座振替ができないときは、次表に定めるところにより取り扱います。

1. 保険料月払契約	<p>イ. 会社は、払込期月の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。</p> <p>ロ. 払込期月の振替日にも、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところによります。この場合、翌月分の保険料には前イを適用しません。</p> <p>(1) 会社は、払込期月の翌月の振替日に再度翌月分および翌々月分と合わせて3か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が3か月分の保険料相当額に不足し、かつ、2か月分の保険料相当額に足りるときは、2か月分の保険料の口座振替を行い、2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。</p> <p>(2) 前(1)により3か月分の保険料の口座振替を行うときでも、主約款の保険料の一括払いの規定にかかわらず、保険料を割り引きません。</p>
2. 保険料年払・半年払契約	<p>イ. 払込期月の振替日に再度口座振替を行います。</p> <p>ロ. 前イの振替日に、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、保険料の口座振替ができないときは、その翌月の振替日に再度口座振替を行います。</p>

第19条（主契約が予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険の場合の特則）

この特約が予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第3条（契約日の特例—保険料月払契約）および第4条（口座振替保険料率—保険料月払契約）を適用しません。
2. 第6条（保険料口座振替ができない場合の取扱い）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

① 保険料の払込期月の振替日に、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。

1. 会社は、翌月の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。

2. 翌月の振替日にも、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところによります。この場合、翌月分の保険料には前号を適用しません。

イ. 会社は、翌々月の振替日に再度翌月分および翌々月分と合わせて3か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が3か月分の保険料相当額に不足し、かつ、2か月分の保険料相当額に足りるときは、2か月分の保険料の口座振替を行い、2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。

ロ. 前イにより3か月分の保険料の口座振替を行うときでも、主約款の保険料の一括払いの規定にかかわらず、保険料を割り引きません。

3. 前号にかかわらず、主約款により保険料を定期的に一括して払い込んでいるときは、第6条（保険料口座振替ができない場合の取扱い）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第6条（保険料口座振替ができない場合の取扱い）

① 保険料の払込期月の振替日に、指定口座の預入額が定期一括払保険料相当額に不足することにより、その定期一括払保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。

1. 翌月の振替日に再度その定期一括払保険料の口座振替を行うことができます。

2. 前号の振替日にも、指定口座の預入額が定期一括払保険料相当額に不足することにより、その定期一括払保険料の口座振替ができないときは、翌々月の振替日に再度その定期一括払保険料の口座振替を行うことができます。

② 前項により口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了の日までに、その定期一括払保険料を会社の本社または会社の指定する場所に払い込んでください。

4. 第8条（特約の消滅）第2号の適用に際しては、「保険料」を「定期一括払保険料」と読み替えます。

5. この特約が付加された主契約に保険料円貨払込特約（円貨払込額指定型）が付加されているときは、保険契約者は、この特約により、円貨払込額を払い込むものとしします。

第20条（主契約が低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険の場合の特則）

この特約が低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第4条（口座振替保険料率－保険料月払契約）第2項を適用しません。

2. 第6条（保険料口座振替ができない場合の取扱い）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

① 保険料の払込期月の振替日に、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、保険料の口座振替ができないときは、次表に定めるところにより取り扱います。

1. 保険料月払契約	イ. 会社は、翌月の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。 ロ. 翌月の振替日にも、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところによります。この場合、翌月分の保険料には前イを適用しません。 (1) 会社は、翌々月の振替日に再度翌月分および翌々月分と合わせて3か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が3か月分の保険料相当額に不足し、かつ、2か月分の保険料相当額に足りるときは、2か月分の保険料の口座振替を行い、2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。 (2) 前(1)により3か月分の保険料の口座振替を行うときでも、主約款の保険料の一括払いの規定にかかわらず、保険料を割り引きません。
2. 保険料年1回払・年2回払契約	イ. 翌月の振替日に再度口座振替を行うことができます。 ロ. 前イの振替日にも、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、保険料の口座振替ができないときは、翌々月の振替日に再度口座振替を行うことができます。

3. この特約が付加された主契約に保険料円貨払込特約（円貨払込額変動型）が付加されているときは、保険契約者は、この特約により、円貨払込額を払い込むものとしします。